

2021年7月29日（木）
愛知県尾張県民事務所環境保全課
環境保全第二グループ
担当 丹羽、内田
ダイヤル 052-961-7255
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 高橋、手嶋
内線 3045、3050
ダイヤル 052-954-6225

瀬戸市における土壌汚染について

瀬戸市において、土地所有者が自主的に土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。
県は同者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

土地所有者

(2) 報告年月日

2021年7月29日（木）

(3) 調査実施期間

2021年4月23日（金）から2021年7月28日（水）まで

(4) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県瀬戸市^{こぶき}瘤木町63番の一部

(5) 報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）第45条第1項

(6) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

| 特定有害物質名 | 測定結果 最大値 | 土壌溶出量 基準 | 基準超過土壌 検出深度 | 超過区画数 ／調査区画数 ^{注2} |
|----------------|----------------------------------|---------------|----------------|-------------------------------|
| ふっ素及び その化合物 | 0.86mg/L (1.1倍) ^{注1} | 0.8mg/L 以下 | 0～0.5m | 1／10 |

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ 地下水

全ての調査地点で条例に規定する地下水基準に適合しました。

(7) 当該地の現在の状況

汚染が確認された場所は、不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

報告者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、同者に対し、汚染土壌の掘削除去時の飛散・流出防止等の土壌汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

3 調査対象地の概要

(1) 調査対象地の面積

874.31 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1945（昭和 20）年頃から事業場用地として利用され、主に陶磁器の製造が行われ、その後は倉庫として利用されていましたが、今回汚染が判明したふっ素及びその化合物を使用していた記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg 以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

○ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）（抄）

（自主調査に係る報告等）

第45条 この節の規定に基づき行う土壤汚染等調査及び土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査以外の土壤汚染等調査（以下「自主調査」という。）を土壤汚染等対策指針に従い行った者は、当該自主調査の結果、当該自主調査に係る土地の土壤又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、当該汚染の状況その他規則で定める事項を知事に報告するよう努めなければならない。ただし、当該土地の区域について土壤汚染対策法第14条第1項の申請があった場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、当該報告をした者又は当該報告に係る土地の所有者等に対し、必要な助言を行うことができる。

○ 土壌汚染等対策基準について

1 土壌溶出量基準

汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。

2 土壌含有量基準

汚染土壌を直接摂取することによる健康影響を考慮して設定されました。

3 地下水基準

地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。

表 土壌汚染等対策基準（条例施行規則第 37 条）

| 特定有害物質の名称 | 土壌溶出量基準 (mg/L) | 土壌含有量基準 (mg/kg) | 地下水基準 (mg/L) | |
|-----------------------------|-------------------------|---------------------------------|-----------------|---------------------------------|
| 第1種 （揮発性有機化合物） 特定有害物質 | クロロエチレン | 0.002 以下 | — | 0.002 以下 |
| | 四塩化炭素 | 0.002 以下 | — | 0.002 以下 |
| | 1,2-ジクロロエタン | 0.004 以下 | — | 0.004 以下 |
| | 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 以下 | — | 0.1 以下 |
| | 1,2-ジクロロエチレン | 0.04 以下 | — | 0.04 以下 |
| | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 以下 | — | 0.002 以下 |
| | ジクロロメタン | 0.02 以下 | — | 0.02 以下 |
| | テトラクロロエチレン | 0.01 以下 | — | 0.01 以下 |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | 1 以下 | — | 1 以下 |
| | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 以下 | — | 0.006 以下 |
| | トリクロロエチレン | 0.01 以下 | — | 0.01 以下 |
| | ベンゼン | 0.01 以下 | — | 0.01 以下 |
| | 第2種 （重金属等） 特定有害物質 | カドミウム及びその化合物 | 0.003 以下 | 45 以下 |
| 六価クロム化合物 | | 0.05 以下 | 250 以下 | 0.05 以下 |
| シアン化合物 | | 検出されないこと | 50 以下(遊離シアンとして) | 検出されないこと |
| 水銀及びその化合物 | | 水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと | 15 以下 | 水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと |
| セレン及びその化合物 | | 0.01 以下 | 150 以下 | 0.01 以下 |
| 鉛及びその化合物 | | 0.01 以下 | 150 以下 | 0.01 以下 |
| 砒素及びその化合物 | | 0.01 以下 | 150 以下 | 0.01 以下 |
| ふっ素及びその化合物 | | 0.8 以下 | 4,000 以下 | 0.8 以下 |
| ほう素及びその化合物 | 1 以下 | 4,000 以下 | 1 以下 | |
| 第3種 （農薬等） 特定有害物質 | シマジン | 0.003 以下 | — | 0.003 以下 |
| | チウラム | 0.006 以下 | — | 0.006 以下 |
| | チオベンカルブ | 0.02 以下 | — | 0.02 以下 |
| | P C B | 検出されないこと | — | 検出されないこと |
| | 有機りん化合物 | 検出されないこと | — | 検出されないこと |

注：土壌ガスについては、検出された場合に土壌溶出量を調べ、土壌溶出量基準の適否を確認することになっており、基準値は設定されていません。